

平成 27 年度の評価委員会の進め方について

1 評価の流れ

回	日程	26 年度評価	期間評価	財務諸表	その他
第 1 回	7/10(金)	・実績報告、質疑	・実績報告、質疑	・説明、質疑	・視察
第 2 回	8/ 3(月)	・各小項目の評価		・財務諸表意見 の審議、決定	
第 3 回	8/21(金)	・評価書案の確認	・各小項目の評価		
第 4 回	8/28(金)	・評価書の決定	・評価書案の確認		・視察
第 5 回	9/ 7(月)		・評価書の決定		・視察
(予備)	9/14(月)				

2 中期目標期間評価の実施方法

○ 実施方法

昨年度の第 5 回委員会です承を頂いた次の考え方にに基づき、評価を進める。

- ・ 年度評価書は、主に評価区分、業務の達成状況等、各小項目に係るコメントで構成しているが、中期目標期間の評価書は主に評価区分と業務の達成状況等で構成する。
- ・ なお、中期目標期間に係る特段のコメントがある場合には、中期目標期間評価書の業務の達成状況等の中に記載する。

<参考>昨年度第 5 回委員会 資料 1 「中期目標期間評価の実施方法（案）」より抜粋

○ 中期目標期間評価の検討の方向性

- ・ 県民への明快なディスクローズとして、中期目標の達成状況を明らかにする。
- ・ 改めてゼロから評価するのではなく、期間中の各年度の業務実績評価を再確認しながら評価する。
- ・ 評価書の作成及び評価作業等に関して、重複作業が生じないように留意する。

○ 委員から頂戴した意見

- ・ 小項目の評価の積上げが大項目の評価となるので、評価は 26 年度及び中期目標期間の小項目レベルについて、それぞれ行うべきである。
- ・ ただし、コメントの記載等を二重に行う必要はない。
26 年度に関する評価作業を基本とし、中期目標期間の評価作業は過去の評価結果も踏まえながら、26 年度の評価作業と並行的に実施してよい。